

留萌市幌糠農業・農村支援センター設置条例

(設置)

第1条 農作物、園芸作物の生産技術、農産加工品の製造に関する研究、農業の実践的な研修等を通じた担い手の育成及び農業農村の理解を深める体験交流の推進等を通じて、地域の農業、農村の活性化に資する活動を支援し、もって本市農業の振興発展を図るため、留萌市幌糠農業・農村支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 留萌市幌糠農業・農村支援センター
- (2) 位置 留萌市大字留萌村字幌糠1862番地1

(開館時間及び休館日)

第3条 センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 開館時間 午前9時から午後5時まで
- (2) 休館日
 - ア 土曜日、日曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ウ 12月31日から翌年1月5日まで

(職員)

第4条 センターにセンター長その他必要な職員を置くことができる。

(事業)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農作物、園芸作物等の生産技術の研究及び開発に関すること。
- (2) 農業の担い手及び後継者の育成に向けた研修並びに新規就農者の受入支援に関すること。
- (3) 農産物の処理及び加工製造、流通販売に関すること。
- (4) 都市と農村の交流活動の推進に関すること。
- (5) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 風俗又は公安を害するおそれのあるとき。
- (2) 建物及びその備付け物件を毀損又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認めるとき。
- (4) その他センターの管理運営上適当と認め難いとき。

(利用の遵守)

第7条 センターを利用する者は、センターの管理上必要な事項を遵守し、職員の指示に従わなければならない。

(利用者の管理義務)

第8条 センターを利用する者は、利用期間中その利用に係るセンターの施設及び付属設備等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(損害賠償)

第9条 センターを利用する者が建物又は設備その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められたときは、市長は、損害額を減額又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 第5条に掲げる事業の実施に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関して市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、第3条の規定にかかわらず、市長の承認を得て開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第6条及び前条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。